

IV章 整備の基本理念と基本方針

保存活用計画では、本史跡の保存活用を行っていく上での基本理念と整備の方向性を掲げている。ここでは、同計画に基づき、整備の基本理念と基本方針を定める。

整備の基本理念と基本方針の設定にあたっては、平成30年（2018）6月に改正された文化財保護法および同法に基づき作成した『久留米市文化財保存活用地域計画』（令和3年（2021）7月文化庁長官認定）の趣旨を踏まえ、筑後国府跡が有する本質的価値の保存と現代的価値の維持向上を図り、多くの人々に親しまれる整備の実現を目指す。

1. 整備の基本理念

筑後国府跡は、律令国家が成立する以前の7世紀中頃から前身官衙が設けられ、7世紀末の筑後国府成立から12世紀後半に至る約500年間、政庁が3回の移転を繰り返しながら存続し、国司館や曹司、道路、工房なども発見されるなど、古代都市の景観を明らかにしてきた稀有な遺跡である。本史跡の整備にあたり、『久留米市文化財保存活用地域計画』の趣旨を踏まえつつ、保存活用計画に定める基本理念に基づき、以下のように整備の基本理念を設定する。

『史跡筑後国府跡保存活用計画』

【筑後国府跡の保存活用を行っていく上での基本理念（抜粋）】

- ・筑後国府跡を市民や地域住民の郷土愛を醸成するひとつづくりやまちづくりの場とし、もって筑後国府跡の持続可能な保存管理を実現し、久留米の宝として筑後国府跡を未来へ継承していく。

【キャッチフレーズ】

「未来へつなげよう 久留米の宝 筑後国府跡」



【整備の基本理念】

- (1) 筑後国府跡の調査・研究を通して歴史的事実を明らかにし、久留米の原点である筑後国府跡を学び体感し、歴史環境を未来に向けて保存・継承する場としての整備を目指す。
- (2) 地域との協働によって、久留米の歴史に誇りを持てる文化的で魅力あるまちづくりの拠点としての整備を目指す。
- (3) 史跡地周辺に広がる歴史遺産との一体的な活用を図る整備を目指す。

【キャッチフレーズ】

「久留米の原点 筑後国府跡を 学び、活かし、未来へつなぐ」

2. 整備の基本方針

前項に示した基本理念と保存活用計画の整備の方向性を踏まえ、保存のための整備、活用のための整備、筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備に関する基本方針を設定する。

『史跡筑後国府跡保存活用計画』

【整備の方向性（抜粋）】

- ・ 歴史的特性、立地条件および周辺環境、地域住民の意見などを踏まえ、学習や体験・体感できる空間、日常生活で利用できる空間および地域活動などに利用できる空間等を検討する。
- ・ 長期的視野の下、段階的かつ計画的な整備の推進に向けて、保存のための整備、活用のための整備、および筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備の推進を図る。



【整備の基本方針】

(1) 保存のための整備

- ・ 筑後国府成立前から筑後国府の成立、そして最盛期を迎えた筑後国府の貴重な遺構を適切に保存し、確実に未来へ継承していくため、地域が地元の歴史に誇りを持ち、歴史環境を保存・継承する拠点として整備を図る。

(2) 活用のための整備

- ・ 筑後国府の歴史を学び、古代の久留米に思いを馳せることができる整備を図る。
- ・ 多様な情報発信や手法により、多くの世代の人々が筑後国府と古代律令国家の世界観を知り、体感することができる整備を図る。
- ・ 市民や来訪者が訪れ、憩い、交流できる場として整備を図る。
- ・ 周辺に広がる歴史遺産との関連や共有するストーリーを筑後国府の価値の一つとして伝え、来訪者の興味を深め利便性を向上させる整備を図る。

(3) 筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備

- ・ 来訪者が筑後国府跡を理解するため、案内・解説施設の設置等を行うことにより、4地区に分散する主な計画対象範囲をつなぐ動線を確保する。
- ・ 周辺に所在する歴史遺産等への誘導のため、案内・解説施設を設置し、回遊ルートを整備する。